

規定改定のお知らせ

平素より当会をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当会では、ATM（現金自動預入払出兼用機）における他県・他行カードによる振込ならびにマルチペイメント収納の取扱い開始に伴い、「カード・ICカード規定兼ローンカード規定」、「法人用ICカード規定」を次のとおり改定させていただきますので、お知らせいたします。

（平成28年11月26日）

「カード・ICカード規定兼ローンカード規定」の改定について

（下線部分が改定箇所）

改 定 後	改 定 前
<p>営農ローンをご利用の場合は、本文中「カードローン」とあるのを「営農ローン」と読み替えるものとします。</p> <p>1.（カードの利用）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>①</p> <p>↳</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>②</p> <p>③ 当組合、<u>一部の提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）</u>を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合</p> <p>④ <u>当組合と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下、「マルチペイメント収納機関」といいます。）</u>に対して、<u>当組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下、「Pay-easy（ペイジー）」</u>といいます。）</p>	<p>営農ローンをご利用の場合は、本文中「カードローン」とあるのを「営農ローン」と読み替えるものとします。</p> <p>1.（カードの利用）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>①</p> <p>↳</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>②</p> <p>③ 当組合および<u>県内の提携組合の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）</u>を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合</p> <p style="text-align: center;"><u>（追 加）</u></p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>を利用する場合。また、当組合と同一県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合</u></p>	
<p>⑤ 〈 (省 略)</p>	<p>④ 〈 (同 左)</p>
<p>⑥</p>	<p>⑤</p>
<p>2. (貯金機による入金) 〈 (省 略)</p>	<p>2. (貯金機による入金) 〈 (同 左)</p>
<p>6. (自動機利用手数料等)</p>	<p>6. (自動機利用手数料等)</p>
<p>7. (代理人による預入れ・払戻しおよび振込) (1) <u>代理人（本人と生計をともにする親族、法定代理人のどちらか1名に限りませ</u>。 による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。 この場合、当組合は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。</p>	<p>7. (代理人による預入れ・払戻しおよび振込) (1) 代理人(本人と生計をともにする親族1名に限りませ。)による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。 この場合、当組合は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。</p>
<p>(2) 〈 (省 略)</p>	<p>(2) 〈 (同 左)</p>
<p>(3)</p>	<p>(3)</p>
<p>8. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い) 〈 (省 略)</p>	<p>8. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い) 〈 (同 左)</p>
<p>18. (規定の適用)</p>	<p>18. (規定の適用)</p>

(注) 本規定中、「当組合」とあるのは「当会」と読み替えます。
当会では、ローンカードは取扱っていません。

「法人用 I C カード規定」の改定について

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	改 定 前
<p>1. (カードの利用)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>①</p> <p>↳ (省 略)</p> <p>③</p> <p><u>④ 当組合と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等(以下、「マルチペイメント収納機関」といいます。)に対して、当組合の振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス(以下、「Pay-easy (ペイジー)」といいます。)を利用する場合。また、当組合と同一県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy (ペイジー)を利用する場合</u></p> <p><u>⑤</u></p> <p>↳ (省 略)</p> <p><u>⑥</u></p> <p>2. (貯金機による入金)</p> <p>↳ (省 略)</p> <p>17. (規定の適用)</p>	<p>1. (カードの利用)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>①</p> <p>↳ (同 左)</p> <p>③</p> <p style="text-align: center;"><u>(追 加)</u></p> <p><u>④</u></p> <p>↳ (同 左)</p> <p><u>⑤</u></p> <p>2. (貯金機による入金)</p> <p>↳ (同 左)</p> <p>17. (規定の適用)</p>

(注) 本規定中、「当組合」とあるのは「当会」と読み替えます。